

# 経営改善講習会 消費税のしくみから学ぶ 消費税免税事業者のインボイス制度対策

来年10月から、消費税のしくみに「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」が導入されます。これまで、課税売上高が1000万円以下の事業者は「免税事業者」といわれ、消費税の納税義務はありませんでした。しかし、「インボイス制度」が導入されることで、免税事業者を取り巻く取引関係や納税環境が大きく変わるのでないかといわれています。

免税事業者の方は、これまで消費税の確定申告の経験がないため、消費税のしくみを十分に理解されていない方もいるのではないのでしょうか。

このセミナーでは、①消費税のしくみ、②インボイス制度導入の背景、③免税事業者と取引先との関係がどのように変わるのか、④納税環境はどのように変わるのか、⑤どのような対応策が考えられるのかを中心に平易に解説します。（注）申告書作成の説明は行いません。

※必ずマスクを着用してご参加ください。また、発熱等、体調不良の方の受講はご遠慮願います。

※座席は、1台の長机に1名のみの千鳥配置となっており、感染防止に配慮しています。

※「大阪コロナ追跡システム」への登録にご協力ください。

※税理士、公認会計士、ならびにその事務所・法人に所属する方の受講はできません

1. 日 時：2022年9月7日（水） 午後2時～4時
2. 場 所：大阪トヨペットビル8階 第5・6会議室  
大阪市西区立売堀3丁目1番1号
3. 講 師：窪田良一税理士事務所  
窪田 良一 氏（税理士・中小企業診断士）
4. 内 容：①消費税のしくみ  
②インボイス制度（適格請求書等保存方式）導入の背景  
③変わる免税事業者の取引先との関係・納税環境  
④経過措置と対応策一本則課税と簡易課税制度一  
⑤インボイス制度に対応した経理・記帳
5. 受講料：大商会員 無料 / 一般・特定商工業者 5000円
6. 定 員：40名（申込先着順にて受付）※原則、1社2名迄の受付とさせていただきます。
7. 申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、大阪商工会議所 西支部

**FAX：6539-1668** までへお申し込み下さい。

\* 受講受け付けた方には開講前1週間前後に受講票をFAXさせていただきます。

（お問い合わせ先電話番号6539-1666 担当：中川）

## 申込書「消費税免税事業者のインボイス制度対策」（9/7）

(社名カナ) (会社名)	(参加者氏名カナ) (参加者氏名)
(所在地)〒	(大商会員番号)※大商会員のみ
(TEL) (FAX)	K・K T - -
	(業種) (従業員数) (資本金)

ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供（eメールでの事業案内を含む）のために利用するのをはじめ、講師には参加者名簿として配布します。あらかじめご了解のうえお願いいたします。

また、本事業は大阪府の経営支援事業費補助金を受けて実施しているため、大阪府へ実施報告をいたします。事業参加の際は、必ずアンケートにご協力賜わり、事務局までご提出ください。アンケートの提出に関しましては、メール・FAX等でご連絡申し上げることもございます。ご了承ください。